高校生としての心構え

人が社会で生きていくために、いろいろな約束やルールがあります。本校にも、皆さんが学校 という場において、集団生活を送る上でのルールがあります。

入学後は、次に揚げた生徒心得をしっかりと守り、良い習慣を身に付け、華陽フロンティア高等学校の生徒として、品位ある行動ができるように努力してください。

また、規則正しい学校生活を送るには、自分自身で生活リズムをしっかり確立していくことが 大切です。学校生活や日常の生活が、お互いに思いやりがあり、自律的で、自主的なものになる ように、下記のことを参考にして、明るく楽しく有意義な高校生活になるよう努力しましょう。

——【 生 徒 心 得 】——

生徒は学業に励み、その本分に徹するとともに、次に示す項目に従って、健全なる心身を養い、高い教養とすぐれた品性を身に付けて、立派な社会人となるように努力をしましょう。

- 1 品位ある服装、態度、言葉づかいに心掛けること(服装・礼儀・マナー)
- 2 協調・友愛の精神を高めること(助け合い・友情)
- 3 強い責任感をもち、社会性を身に付けること(責任・社会性)
- 4 広い視野をもち、高い観点に立ったものの見方や考え方を身に付けること(教養)

学校生活について

1 欠席・遅刻をしない。

- ・安易な欠席や遅刻・早退をなくす心構えをもつ(毎時間の授業も同じです)。
- ・ショートホームルーム及び授業の開始前には教室に入るように心掛ける。

2 前向きに学習に取り組もう。

- ・教科書、ノート・ファイル等は毎日持ち帰る。
- ・学校生活に必要でないものは持ってこない。
- ・すべての所持品には、必ず記名する。

3 掲示・伝達には注意をしよう。

・見落としや聞きもらしのないよう心掛ける。

ホームルームでの連絡に加え、学校のホームページでも見られます。

学校ホームページ https://school.gifu-net.ed.jp/kayofront-hs/

*メール配信もおこなっています。

4 校内の美化に努め、衛生に注意をしよう。

- ・机や壁などの公共物に落書きをしない。
- ・室内の通風・換気やごみ・ほこりの処理など、衛生管理や美化に各自が積極的に取り組む。
- ・通信制と教室を共用しているので、お互いに教室の清掃や整理整頓に心掛ける。
- ・トイレの使用は、誰もが気持ち良く使用できるように心配りをする。

5 他の人に思いやりのある行動をしよう。

- ・授業中の教室の出入りは静かに行い、他の人の妨げにならないよう、動作や戸の開け閉めに は注意する。
- ・周囲の人に迷惑にならないよう、大声・奇声・粗野な言動は厳に慎む。
- ・授業中や集会時には、携帯電話の電源を必ず切っておく。
- ・放課後、校内や学校周辺に遅くまで残り、迷惑になる行為はしない。

6 与えられた役目(当番・役員等)は、責任をもって果たそう。

- ・各種当番は、授業に関する連絡・貴重品の管理・教室が空になったときの管理・掃除・戸締まりをする。
- ・自分の係の仕事を責任をもって行う。

7 職員室・各準備室等への出入りについては次のことを心掛けよう。

- ・出入りの際は失礼のないよう、自分の学年・クラス・名前と用事のある先生の名前を告げま しょう。また、挨拶に心掛けるとともに、静かに行う(特に、企業や大学関係者がよく来校 されるため)。
- ・先生方が仕事中であれば、仕事の区切りを待って用件を伝えるようにする。
- ・室内・机上の書類や物品等にむやみに手を触れないようにする。

8 携帯電話等情報機器はマナー・モラルを守って使用しよう。

- ・携帯電話等には個人情報が大量に記憶されているため、その管理について十分気を付ける。
- ・授業中や集会時には携帯電話等の電源を切り、使用しない。
- ・インターネットのサイトや掲示板、無料アプリへの個人情報や他人を誹謗中傷するような内容を書き込んだり、掲載をしない。
- ・無用なトラブルに巻き込まれることを避けるため、不健全なサイトを閲覧したり、インターネットオークションを利用したりしない。

生活全般について

1 常に華陽フロンティア高等学校の生徒であることを自覚しよう。

学校外では、華陽フロンティア高等学校の生徒であることを自覚し、特に職場等においては、 上司・同僚・後輩からの信頼と尊厳を得られるように努め、社会の悪い風潮に染まらないよう心 掛けましょう。また、高校生として望ましくない職場(深夜やお酒を扱う等)でのアルバイト等 は避けるようにしましょう。

2 家庭・ホームルーム等においては、互いに親しみ、尊重し、円満な人間関係を築 くよう心掛けよう。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るが、決して許されないこと」です。互いの人格を尊重し円満な人間関係を築くことで、防ぐことができます。また、学校生活においても家族からのバックアップが必要となってきますので、家族とコミュニケーションを積極的にとるようにしましょう。

3 法を守る精神を高め、正しい交通マナーを実践し、自他の生命の安全に努めよう。

生徒の誰もが有意義な高校生活を送れるよう、ルールとマナーを守りましょう。学校内外に関わらず、法律に触れるような行いをしたり、他人を傷つけたり、周囲に迷惑をかけるようなことがないようにしましょう。

登下校の際は、道路いっぱいに広がって歩いたり、自転車の二人乗り、携帯等を使用しながら や傘差し運転は無灯火を含め違反行為です。また、多発している自転車盗難にあわないために、 通学に使用する自転車には、鍵を必ず2個以上つけましょう。1つだけでは十分ではありません。

本校では、<u>岐阜県の推進する四ない運動「免許を取らない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」を推奨しており、自動車、バイク等の運転免許を取得することは原則として禁止しています。</u>すでに免許を持っている人も徒歩か自転車、公共交通機関で通学しています。

4 金品の管理を徹底しよう。

個人の持ち物については、自己管理を原則としています。身に付けておくか、各自で個人ロッカー、下足箱に施錠をして、保管してください。

また、不用意な金品の貸し借りは、トラブルの元となります。友人同士であっても、なるべく 金品の貸し借りは行わないようにしましょう。また、学校生活に不要な物、不必要に高価なもの などは、持ってこないようにしましょう。

法律、社会生活のルール等から逸脱した行為が見られた場合には、特別指導の対象となることもあります。以上のことを守り、節度ある学校生活を送りましょう。

諸 規 程

1 服装・身だしなみについて

高校生として品位があり、質素で清潔な服装に心掛けること。特に、入学式や卒業式等の儀式のときは、式典としてふさわしい服装(ジーンズ・パーカーは避ける)を心掛けること。

2 欠席扱いとしない欠席・欠課について

- (1) 学校が認めた行事に参加するとき
- (2) 学校感染症による出席停止のとき(下表参照)
- (3) 忌引のとき(基準は、次のとおりとする。)

父母 7日以内祖父母・兄弟姉妹 3日配偶者 10日伯(叔)父・伯(叔)母・甥姪 1日曾祖父母 3日(祖父母と準する)父母・配偶者の年忌習慣上最小限度必要と認められる期間(最低の移動日数を加えることができる)

(4) その他災害等で学校が認定したとき

以上(1)~(4)については、できる限り事前に、やむを得ないときには、電話連絡をし、事後登校した最初の日に、ホームルーム担任に正式に届け出てください。

学校感染症(第2・3種)と出席停止期間の基準(出席してはいけない日)

※すべて医師の証明が必要です。証明用紙は、職員室、保健室にあります。また、HPから ダウンロードもできます。

第 2 種	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで。
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで。
	3	麻疹	解熱後、3日を経過するまで。
	4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	5	風疹	発疹が消失するまで。
	6	水痘	発疹が痂皮化するまで。
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
	8	結核	症状により学校医その他の医師において感染のお
	9	髄膜炎菌性髄膜炎	それがないと認めるまで。
第 3 種	10	コレラ	
	11	細菌性赤痢	
	12	腸管出血性大腸菌感染症	
	13	腸チフス	症状により学校医その他の医師において感染のお
	14	パラチフス	それがないと認めるまで。
	15	流行性角結膜炎	
	16	急性出血性結膜炎	
	17	その他の感染症	

3 欠席・欠課・遅刻・早退の届けについて

- (1) 欠席は、口頭又は電話で、事前にホームルーム担任に届け出ること。病気で1週間以上連続して欠席したときには、医師の診断書を必要とする場合もあります。
- (2) 遅刻や早退については、毎回ホームルーム担任に届け出ること。
- (3) 所用で登校後に校外へ出るときには、ホームルーム担任に申し出て、許可を得てから外出すること。

4 証明書の交付ついて(証明書が必要となる3日前までに申し込むようにしてください。)

- (1) 在学証明書(ホームルーム担任)
- (2) 卒業見込証明書(ホームルーム担任)
- (3) 成績証明書、調査書(ホームルーム担任)
- (4) 通学証明書(事務室)
- (5) 学割(「行動許可届」(ホームルーム担任)の用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任及び生徒指導部の認印を受けてから事務室に提出して、交付を受ける。)

5 連絡を要する事項

次の場合は、直ちにホームルーム担任又は生徒指導部の先生に連絡すること。

- (1) 金品の遺失及び拾得、又は盗難があったとき
- (2) 暴行・脅迫・恐喝・押し売り・不審者による被害を受けたとき
- (3) 交通事故によって被害を受けたり、又は他に被害を与えたとき
- (4) 学校の器具や施設を紛失又は汚損・破損したとき
- (5) 生徒個人カードの記入事項に変更が生じたとき
- (6) 理由のいかんを問わず、校外で補導を受けたとき

6 許可や承認を要する事項

下記の(1)~(4)については許可を受け、(5)については届け出を行うこと。

- (1) 校内の施設・設備を特別に使用するとき
- (2) 書籍・新聞・パンフレット等の配布や金品等を集めたり、署名活動をするとき
- (3) 学校内において諸会合を開催したり参加したりするとき
- (4) 就職・進学内定者で特例により、卒業前に自動車等の免許を取得するとき
- (5) 自転車通学をするとき ※バイク及び車での通学は、原則として認めていません。

7 その他

- (1) 自転車には学校発行のステッカーを貼付し、所定の駐輪場に置き、必ず施錠すること。
- (2) 特別指導の対象となる事項
 - ア 薬物の乱用・暴力行為・飲酒喫煙・その他法令によって禁止されている行為や、他人 に迷惑を及ぼす行為があったとき
 - イ 風紀上、不健全な場所へ出入りしたとき
 - ウ 授業妨害や暴言など、他の生徒の学ぶ権利を侵したとき
 - エ 「四ない運動」(免許を取らない・車に乗らない・乗せてもらわない・乗せない) に 反する行為があったとき
 - オ 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為をしたとき